

放送法の一部を改正する法律案参照条文

目次

- 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）
○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）

○放送法（昭和二十五年法律第二百三十二号）（抄）

第一条

第一条 この法律は、次に掲げる原則に従つて、放送を公共の福祉に適合するよう規定し、その健全な発達を図ることを目的とする。

二 放送が國民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。
放送の不偏不党、眞実及び自律を保障することによつて、放送による表現の自由を確保すること。

6

第二条 この法律及びこの法律に基づく命令の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

「一般放送」とは、公衆によつて直接受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。）の送信（他人の電気通信設備（同条第二号に規定する電気通信設備をいう。以下同じ。）を用いて行われるもの）を含む。」をいう。

「基幹放送」とは、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。

「一般放送」とは、基幹放送以外の放送をいう。

「国内放送」とは、国内において受信されることを目的とする放送であつて、中継国際放送及び協会国際放送（「国際放送」とは、国外において受信されることを目的とする放送である。）を含む。

「邦人向け国際放送」とは、国際放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。
「外国人向け国際放送」とは、国際放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。
「中継国際放送」とは、外国放送事業者（外国において放送事業を行う者をいう。以下同じ。）により本国において受信されることを目的として国内の放送局を用いて行われる放送をいう。
「協会国際衛星放送」とは、日本放送協会（以下「協会」という。）により外国において受信されることを目的として基幹放送局（基幹放送をする無線局をいう。以下同じ。）又は外国の放送局を用いて行われる放送（人工衛星の放送局を用いて行われるものに限る。）をいう。
「邦人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、邦人向けの放送番組の放送をするものをいう。
「外国人向け協会国際衛星放送」とは、協会国際衛星放送のうち、外国人向けの放送番組の放送をするものをいう。

「内外放送」とは、国内及び外国において受信されることを目的とする放送をいう。

「衛星基幹放送」とは、人工衛星の放送局を用いて行われる基幹放送をいう。
「移動受信用地上基幹放送」とは、自動車その他の陸上を移動するものに設置して使用し、又は携帯し
するための受信設備により受信されることを目的とする基幹放送であつて、衛星基幹放送以外のもの
をいう。

「地上基幹放送」とは、基幹放送であつて、衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送以外のものをい
う。

十六 「中波放送」とは、五百二十六・五キロヘルツから千六百六・五キロヘルツまでの周波数を使用して音
声その他の音響を送る放送をいう。
十七 「超短波放送」とは、三十メガヘルツを超える周波数を使用して音声その他の音響を送る放送（文字、
放送の電波に重畠して行う放送でないものをいう。）であつて、テレビジョン放送に該当せず、かつ、他の
十八 「テレビジョン放送」とは、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像及びこれに伴う音声その他の音響
（音声その他の音響を伴うものを含む。）又は信号を併せ送るものをする。
十九 「その他放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図
形その他の影像又は信号を送る放送である。
二十 「多重放送」とは、超短波放送又はテレビジョン放送の電波に重畠して、音声その他の音響、文字、図
形その他の影像又は信号を送る放送をする無線局をいう。
二十一 「認定基幹放送事業者」とは、第九十三条第一項の認定を受けた者をいう。
二十二 「特定地上基幹放送事業者」とは、電波法の規定により自己の地上基幹放送の業務に用いる放送局（
二十三 「特定基幹放送事業者」とは、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた者であつて、当該基
二十四 「無線放送事業者」とは、認定基幹放送事業者及び特定地上基幹放送事業者をいう。
二十五 「基幹放送事業者」とは、電気通信設備のうち総務省令で定めるものの總体（以下「基幹放送局設備
二十六 「設備及びその他事業者」とは、第百二十六条第一項の業務の用に供するものをいう。
二十七 「一般放送事業者」とは、第百三十三条第一項の規定によ
れられた会社の「一般放送事業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。
二十八 「送業者」とは、基幹放送事業者及び一般放送事業者をいう。
二十九 「持株会社」とは、基幹放送事業者を認定を受けた会社又は同項の認定を受けて設立さ

「放送番組」とは、放送をする事項の種類、内容、分量及び配列をいう。

「教育番組」とは、学校教育又は社会教育のための放送の放送番組であつて、国民の一般的な教養の向上を直接の目的とするも

のをいう。「寺三役員一二は、去へては日本の大貴人のうち、首領去へては日本の豪傑の執事二才ノ目白呈表の形

三十一 特定役員」とは、法人又は団体の役員のうち、影響力を有する者として総務省令で定めるものをいう。

三十二 「支配關係」とは、次のいずれかに該当する関係をいう。

イ
総務省令で定める特別の關係にある者が有する法人又は団体の議決権の數の当該法人又は団体の議決権の一者の者及び当該一者の子会社（第一百五十八条第一項に規定する子会社をいう。）その他当該一の者と

総務省令で定める割合が十分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える場合における当

該一の者と当該法人又は団体の関係の法人又は団体の特定役員で他の法人又は団体の特定役員の地位を兼ねる者の数の当該他の法人又は

団体の特定役員の総数に占める割合が五分の一以上三分の一以下の範囲内で総務省令で定める割合を超える

る場合における当該一の法人又は団体と当該他の法人又は団体との関係を掲げらるゝほか、一の者が株式の所有、役員の兼任その他事由を通じて去り又は団体の

ハ
イ及ひ口に掲げるもののほか、一の者が株式の所有役員の兼任その他の事由を通じて法人又は団体の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして総務省令で定める場合における当該一の

者と当該法人又は団体の関係

(目的) 協会は、公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるよう、に豊かで、かつ、良い放送

番組による国内基幹放送（国内放送である基幹放送をいう。以下同じ。）を行うとともに、放送及びその受信

の進歩発達に必要な業務を行い、あわせて国際放送及び協会国際衛星放送を行うことを目的とする。
（定款）

第十八条 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を規定しなければならない。

二一
名目
你的

三二
事務所の所在地

四 資産及び会計に関する事項

六五 経営委員会、監査委員会、理事会及び役員に関する事項
業務及びその執行に関する事項

放送債券の発行に関する事項

2 八 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。

八 公告の方法
2 定款は、総務大臣の認可を受けて変更することができる。
（業務）
第二十条 協会は、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行う。
一 次に掲げる放送による国内基幹放送（特定地上基幹放送局を用いて行われるものに限る。）を行うこと。

ハ テレビジョン放送
一 テレビジョン放送による国内基幹放送（電波法の規定により協会以外の者が受けた免許に係る基幹放送局を用いて行われる衛星基幹放送に限る。）を行うこと。
一 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。

邦人向け協会国際衛星放送及び国外人向け協会国際衛星放送詳

協会は、前項の業務のほか、第十五条の目的を達成するため、次の業務を行うことができる。
前項第四号の国際放送の放送番組の外国における送信を外国放送事業者に係る放送局を用いて行う場合に必要と認めるときににおいて、当該外国放送事業者との間の協定に基づき基幹放送局をその者に係る中継国際放送の業務の用に供すること。

一 協会が放送した又は放送する放送番組及びその編集上必要な資料その他の協会が放送した又は放送する放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものと含む。次号において「放送番組等」という。）を電気通信回線を通じて一般の利用に供すること（放送に該当するもの及び協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に一般の利用に供することを除く。）。

一 放送番組等を、放送番組を電気通信回線を通じて一般の利用に供する事業を行う者（放送事業者及び外国放送事業者を除く。）に提供すること（協会のテレビジョン放送による国内基幹放送の全ての放送番組を当該国内基幹放送と同時に提供することを除く。）。

一 放送番組及びその編集上必要な資料を外国人向け協会国際衛星放送の放送番組及びその編集上必要な資料を放送事業者に提供すること。

前項の業務に附帯する業務を行うこと（前各号に掲げるものを除く。）。

多重放送を行おうとする者に放送設備を賃貸すること。

委託により、放送及びその受信の進歩発達に寄与する調査研究、放送設備の設計その他の技術援助並びに

放送に従事する者の養成を行うこと。前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

九 協会は、前二項の業務のほか、当該業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において、次の業務を行うことができる。

一 協会の保有する施設又は設備（協会がその所有する土地についてした信託の終了により取得したもの）を含む。）を一般の利用に供し、又は賃貸すること。

二 委託により、放送番組等を制作する業務その他他の協会が前二項の業務を行うために保有する設備又は技術を活用して行う業務であつて、協会が行うことが適切であると認められるものを行うこと。

三 放送に従事する者の養成を行うこと。前各号に掲げるもののほか、放送及びその受信の進歩発達に特に必要な業務を行うこと。

六 協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送がそれぞれあまねく全国において受信できるよう措置をしなければならない。

七 協会は、第一項第三号の業務を行うについて、放送に關係を有する者その他学識経験を有する者から意見の申出があつた場合において、その内容が放送及びその受信の進歩発達に寄与するものであり、かつ、同項及び第二項の業務の遂行に支障を生じないものであるときは、これを尊重するものとし、同号の業務による成果は

八 できる限り一般的の利用に供しなければならない。

九 第二項第一号の協定は、中継国際放送に係る放送区域、放送時間その他総務省令で定める放送設備に関する事項を内容とするものとし、協会は、当該協定を締結し、又は変更しようとするときは、総務大臣の認可を受ける。

十 けなければならぬ。協会は、第二項第二号又は第三号の業務を行おうとするときは、次に掲げる事項について実施基準を定め、

十一 総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

十二 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法

十三 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

十四 第二項第二号又は第三号の業務の実施に要する費用に関する事項

十五 第二項第二号の業務にあつては、当該業務に関する料金その他の提供条件に関する事項

十六 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

十七 第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が適正かつ明確に定められていること。

第二項第二号又は第三号の業務の種類、内容及び実施方法が、協会の放送を受信するとのできる受信設備を設置した者について、第六十四条第一項の規定により協会とその放送の受信についての契約をしなければならないこととされている趣旨に照らして、不適切なものでないこと。

第二項第二号又は第三号の業務の実施に過大な費用を要するものでないこと

第二項第二号の業務にあつては、利用者（同号）に規定する一般の利用について、協会と契約を締結する者をいう。」の利益を不当に害するものでないこと。
総務大臣は、第九項の実施基準が、前項各号のいずれかに該当しないと認めるときは、協会に対し、期限を定めて、その実施基準を変更すべき旨の勧告をすることができる。
総務大臣は、協会が前項の規定による勧告に従わなかつたときは、第九項の規定による認可を取り消すこと

協会は、少なくとも三年ごとに、第二項第二号又は第三号の業務に関する技術の発達及び需要の動向その他的事情を勘案し、当該業務の実施の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき当該業務の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

協会は、第二項第九号又は第三項の業務を行おうとするときは、総務大臣の認可を受けなければならない。

協会は、基幹放送の受信用機器又はその部品を認定し、基幹放送の受信用機器の修理業者を指定し、その他いかなる名目であつても、無線用機器の製造業者、販売業者及び修理業者の行う業務を規律し、又はこれに干渉するような行為をしてはならない。

(外国人向け協会国際衛星放送の業務の方法)

第二十一条 協会は、テレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務を円滑に遂行するため、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、次に掲げる業務を行うことを主たる目的とする会社を一に限り子会社(協会がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社)その他他の協会がその経営を支配している法人として総務省令で定めるものをいう。以下この章及び第一百九十二条において同じ。)として保有し

一 なればならぬ協会の委託を受けてテレビジョン放送による外国人向け放送番組を制作すること。
二 協会の委託を受けて、電波法の規定により基幹放送局の免許を受けた協会以外の者又は外国の放送局を運用する者に対し、その放送局を協会が行うテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送の業務の用に供させること。

3 ければならない。
協会は、前項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

第二十一条 協会は、前条第一項に規定する子会社に対して出資する場合のほか、第二十条第一項又は第二項の業務を遂行するため必要がある場合には、総務大臣の認可を受けて、収支予算、事業計画及び資金計画で定めるところにより、国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構、国立研究開発法人情報通信研究機構及び第一百四十条第二項に規定する指定再放送事業者その他第二十条第一項又は第二項の業務に密接に関連する政令で定める事業を行う者に出資することができる。
（業務の委託）

第二十二条 協会は、第二十一条第二項の場合のほか、第二十条第一項の業務又は第六十五条第一項若しくは第六十六条第一項の規定によりその行う業務（次項において「第二十条第一項の業務等」という。）については、協会が定める基準に従う場合に限り、その一部を他に委託することができる。
第一項の業務等の円滑な遂行に支障が生じないよう、当該委託業務が効率的に行われ、かつ、第二十条協会は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、その基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
（基幹放送業務の認定の特例）

第二十三条 協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（第四号、第五号及び第六号）」からハまでに係る部分に限る。」を除く。」とする。

第二十四条 総務大臣が協会について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行う場合における同項の規定の適用については、同項中「次に掲げる要件」とあるのは、「次に掲げる要件（第四号、第五号及び第六号）」からハまでに係る部分に限る。」を除く。」とする。
（国際放送等の実施）

第二十五条 協会は、外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を開始したときは、遅滞なく、放送区域、放送事項その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらの事項を変更したときも、同様とする。
第二十六条 協会は、第二十条第七項の規定によるテレビジョン放送による外国人向け協会国際衛星放送（第二十一条第二項の規定による子会社への放送番組の制作の委託を含む。）を行うに当たり、当該放送を実施するため特に必要があると認めるとときは、協会以外の基幹放送事業者（放送大学学園法（平成十四年法律第百五十六号）第三条に規定する放送大学学園（以下「学園」という。）を除く。第三項において同じ。）に対し、協会が定める基準及び方法に従つて、放送番組の編集上必要な資料の提供その他必要な協力を求めることができ

三と四二
経十経す条経ノキウムラナネツソレタヨカワヲルヌリチ
當各當る管當役

4 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
経営委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代行する者を定めて置かなければならない。

第三十二条 委員は、この法律又はこの法律に基づく命令に別段の定めがある場合を除き、個別の放送番組の編集その他の協会の業務を執行することができない。
2 委員は、個別の放送番組の編集について、第三条の規定に抵触する行為をしてはならない。

(経営委員会の運営)

第三十九条 経営委員会は、委員長が招集する。
第三十二条 委員長は、総務省令で定めるところにより、定期的に経営委員会を招集しなければならない。
3 2 会長は、三箇月に一回以上、自己の職務の執行の状況並びに第二十七条の苦情その他の意見及びその処理の結果の概要を経営委員会に報告しなければならない。
4 会長は、経営委員会の要求があつたときは、経営委員会に出席し、経営委員会が求めた事項について説明をしなければならない。
5 監査委員会が選定する監査委員は、監査委員会の職務の執行の状況を経営委員会に報告しなければならない。
(議決の方法等)

第四十条 経営委員会は、委員長又は第三十条第四項に規定する委員長の職務を代行する者及び六人以上の委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。
2 経営委員会の議事は、別に規定するものの外、出席委員の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長が決する。

3 会長は、経営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録の公表)

第四十一条 委員長は、経営委員会の終了後、遅滞なく、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならない。
(監査委員会の設置等)

第四十二条 協会に監査委員会を置く。

3 2 第四十二条 監査委員会は、監査委員三人以上をもつて組織する。
監査委員は、経営委員会の委員の中から、経営委員会が任命し、そのうち少なくとも一人以上は、常勤としなければならない。
(監査委員会の権限)

第四十三条　監査委員会は、役員の職務の執行を監査する。

(監査委員会による調査)

第四十四条　監査委員会が選定する監査委員は、いつでも、役員及び職員に対し、その職務の執行に関する事項の報告を求め、又は協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

2 監査委員会が選定する監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、協会の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告の徵収又は調査を拒むことができる。前項の報告の徵収又は調査に関する事項についての監査委員会の決議があるときは、これに従わなければならぬ。

4 (経営委員会への報告義務) 第一項及び第二項の監査委員は、当該各項の報告の徵収又は調査を拒むことができる。

（監査委員による役員の行為の差止め）

第四十五条　監査委員は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めると、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるとときは、遅滞なく、その旨を経営委員会に報告しなければならない。

（監査委員による役員の行為の差止め）

第四十六条　監査委員は、役員が協会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又は

これら行為をするおそれがある場合において、当該行為によつて協会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該役員に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(監査委員会の招集)

第四十七条　監査委員会は、各監査委員が招集する。

（監査委員会の議決の方法等）

第四十八条　監査委員会は、過半数の監査委員が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 (監査委員会の議事) 監査委員会は、出席委員の過半数をもつて決する。

4 (監査委員会の運営) 役員は、監査委員会の議事は、出席委員の過半数をもつて決する。監査委員会の要求があつたときは、監査委員会に出席し、監査委員会が求めた事項について説明をしなければならない。この法律に定めるものを除くほか、議事の手続その他監査委員会の運営に関し必要な事項は、監査委員会が定める。

第四十九条　(役員) 協会に、役員として、経営委員会の委員のほか、会長一人、副会長一人及び理事七人以上十人以内を置く。(理事会)

第五十条 会長、副会長及び理事をもつて理事会を構成する。2 理事会は、定款の定めるところにより、協会の重要な業務の

の執行について審議する。

第五十一条 会長は、協会を代表し、經營委員会の定めるところに従い、その業務を總理する。
2 副会長は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を行ふ。
3 理事は、会長の定めるところにより、協会を代表し、会長及び副会長を補佐して協会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を行ふ。
4 会長、副会長及び理事は、協会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事

第
五
十
二
条
前項の任命に当たつては、経営委員会が任命する。
会長、副会長及び理事は、経営委員会の同意を得
て、副会長及び理事の任命についても、同様の手
續を経る。

委員九人以上の多数による議決によらなければならぬにて、会長が任命する。

第五十七条（仮理事）

第五十八条（利益相反行為）会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

第六十条（会長等の兼職禁止）

第六十一条会長、副会長及び理事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。
2 会長、副会長及び理事は、放送事業及び第百五十二条第一項に規定する有料放送管理業務を行う事業に投資し、又は認定放送持株会社の株式を保有してはならない。
（給与等の支給の基準）

第六十二条協会は、その役員の報酬及び退職金並びにその職員の給与及び退職金の支給の基準を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第六十三条協会は、その役員及び職員の職務の適切な執行を確保するため、役員及び職員の職務に専念する義務の他の服務に関する準則を定め、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
（受信契約及び受信料）

第六十四条協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない。ただし、放送の受信を目的としない受信設備又はラジオ放送（音声その他の音響を送る放送であつて、テレビジョン放送及び多重放送に該当しないものをいう。第二百二十六条第一項において同じ。）若しくは多重放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者については、この限りでない。
2 協会は、あらかじめ、総務大臣の認可を受けた基準によるのでなければ、前項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料を免除してはならない。
3 したが、第一項の契約の条項については、あらかじめ、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
4 な協会は、第一項の規定を適用する放送をするときも、同様とする。
（事業年度）
なして前三項の規定を適用する放送をする放送は、これを協会の放送とみ
（事業年度）

第六十八条 協会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終わる。

(企業会計原則)

第六十九条 協会の会計は、総務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(收支予算、事業計画及び資金計画)
第七十条 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
総務大臣が前項の收支予算、事業計画及び資金計画を受理したときは、これを検討して意見を付し、内閣を経て国会に提出し、その承認を受けなければならぬ。
前項の收支予算、事業計画及び資金計画に同項の規定によりこれを変更すべき旨の意見が付してあるときは、
、国会の委員会は、協会の意見を徵するものとする。
、第六十四条第一項本文の規定により契約を締結した者から徴収する受信料の月額は、国会が、第一項の收支予算を承認することによつて、定める。
第七十一条 協会は、毎事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画が国会の閉会その他やむを得ない理由により当該事業年度の開始の日までにその承認を受けることができない場合には、三箇月以内に限り、事業の経常的運営及び施設の建設又は改修の工事(国会の承認を受けた前事業年度の事業計画に基づいて実施したこれら工事の継続に係るものに限る)に必要な範囲の收支予算、事業計画及び資金計画を作成し、総務大臣の認可を受けてこれを実施することができる。この場合において、前条第四項に規定する受信料の月額は、同項の規定にかかるわらず、前事業年度終了日の日の属する月の受信料の月額とする。
前項の規定による承認があつたときは、失効するものとし、同項の規定による收支予算、事業計画及び資金計画は、当該事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画の金計画に基づいてした収入、支出、事業の実施並びに資金の調達及び返済は、当該事業年度の收支予算、事業計画及び資金計画に基づいてしたものとみなす。
総務大臣は、第一項の認可をしたときは、事後にこれを国会に報告しなければならない。

(業務報告書の提出等)
第七十二条 協会は、毎事業年度の業務報告書を作成し、これに監査委員会の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、総務大臣に提出しなければならない。
総務大臣は、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。
一般の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、前項の業務報告書を受理したときは、これに意見を付すとともに同項の監査委員会の意見書を添え、内閣を経て国会に報告しなければならない。

（支出の制限等）
第七十三条 協会の収入は、第二十条第一項から第三項までの業務の遂行以外の目的に支出してはならない。
一 協会は、次に掲げる業務に係る経理については、総務省令で定めるところにより、その他の経理と区分し、それぞれ特別の勘定を設けて整理しなければならない。
一 第二十条第二項第二号及び第三号の業務

第七十四条 協会は、毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書その他總務省令で定める書類及びこれらに關する説明書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これらに監査委員会及び会計監査人の意見書を添え、当該事業年度経過後三箇月以内に、總務大臣に提出しなければならない。
總務大臣は、前項の書類を受理したときは、これを内閣に提出しなければならない。
内閣は、前項の書類を会計検査院の検査を経て国会に提出しなければならない。
協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遲滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、

4 協会は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、貸借対照表及び損益計算書を官報に公告し、かつ、同項の書類を、各事務所に備えて置き、総務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
(会計監査人の監査)
第七十五条 協会は、財務諸表について、監査委員会の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

第七十六條 会計監査人は、経営委員会が任命する。
会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第二百三号）第十六条の二第五項に規定する外
國公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならぬ。
次に掲げる者は、会計監査人となることができない。
3

一 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者
二 協会の子会社若しくはその取締役、会計参与、監査役若しくは執行役から公認会計士若しくは監査法人の業務以外の業務により継続的な報酬を受けている者又はその配偶者
三 監査法人でその社員の半数以上が前号に掲げる者であるもの

第七十七条 会計監査人は、いつでも、会計帳簿若しくはこれに関する資料の閲覧及び謄写をし、又は役員及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。
二 会計監査人は、その職務を行うため必要があるときは、協会の子会社に對して会計に関する報告を求め、又は協会若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができます。

43
5 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
会計監査人は、その職務を行うに際して役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監査委員会に報告しなければならない。
監査委員会が選定した監査委員は、役員の職務の執行を監査するため必要があるときは、会計監査人に対し、会計監査に関する報告を求めることができる。

第七十九条 協会の会計については、会計検査院が検査する。

第八十一条 協会は、国内基幹放送の放送番組の編集及び放送に当たつては、第四条第一項に定めるところによ
るほか、次の各号の定めるところによらなければならない。
一 豊かで、かつ、良い放送番組の放送を行うことによつて公衆の要望を満たすとともに文化水準の向上に寄
与するよう、最大の努力を払うこと。
二 全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようすること。
三 我が国の過去の優れた文化の保存並びに新たな文化の育成及び普及に役立つようすること。
二 協会は、公衆の要望を知るため、定期的に、科学的な世論調査を行い、かつ、その結果を公表しなければな
2

3 第百六条第一項の規定は協会の中波放送及び超短波放送の放送番組の編集について、第百七条の規定は中波放送及び超短波放送を行う場合における協会について準用する。

4 協会は、邦人向け国際放送若しくは邦人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する邦人向けの放送番組の編集に当たつては、海外同胞向けの適切な報道番組及び娯楽番組を有するようしなければならない。

5 協会は、外国人向け国際放送若しくは外国人向け協会国際衛星放送の放送番組の編集及び放送又は外国放送事業者に提供する外国人向けの放送番組の編集に当たつては、我が国の文化、産業その他の事情を紹介して我が国に対する正しい認識を培い、及び普及すること等によつて国際親善の増進及び外国との経済交流の発展に資するようしなければならない。

6 第五条第一項、第六条、第八条から第十一条まで、第十三条、第一百十条、第一百七十四条及び第一百七十五条の規定は、協会が外国の放送局を用いて国際放送又は協会国際衛星放送を行う場合について準用する。

第八十三条 協会は、他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。
2 前項の規定は、放送番組編集上必要であつて、かつ、他人の営業に関する広告のためにするものでないと認

められる場合において、著作者又は営業者の氏名又は名称等を放送することを妨げるものではない。

(放送番組の収集等に関する通販等の通販)

第五条から第八条まで、第十二条、第十三条、第九十三条第一項第六号（イからハまでに係る部分に限る。）、第九十五条第二項、第九十八条第一項、第一百条、第一百六条第一項及び第一百七条から第一百九条までの規定は、学園については、適用しない。

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならぬ。
一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。

三二 当該業務を維持するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること
一 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四　当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によつて享有されること

口
イ
に
掲
げ
る
者
に
対
し
て
支
配
関
係
を
有
す
る
者

ハ イ又は口に掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切で
二。。

六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。

ハロ
　　外国政府又はその代表者
　　の法人又は団体

二 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

本法人又は団体であつて、(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により(2)に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決

権の五分の一以上を占めるもの（二に該当する場合を除く。）

(2)(1) イからハまでに掲げる者(1)に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体への法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ト。第二百三十三条第一項又は第二百四条(第五号を除く。)の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日か

第三百三十一條の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二

ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいづれかに該当する者であるもの
前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、
の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出し
ければならない。○

氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
基幹放送の種類 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免
許を受けた者の氏名又は名称 希望する放送対象地域
基幹放送に關し希望する周波数

八 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要
前項の申請書には、事業計画書、事業収支見積書その他総務省令で定める書類を添付しなければならない。
第一項の認定（協会又は学園の基幹放送の業務その他総務省令で定める特別な基幹放送の業務に係るもの）を除く。の申請は、総務大臣が公示する期間内に行わなければならない。第九十六条第一項の認定の更新（地
上基幹放送の業務に係るものに限る。）の申請についても、同様とする。

前項の期間は、一月を下らない範囲内で申請に係る基幹放送において使用する周波数ごとに定める期間（地上基幹放送において使用する周波数にあつては、その周波数を使用する基幹放送局に係る電波法第六条第七項の公示の期間と同一の期間）とし、前項の規定による期間の公示は、基幹放送の種類及び放送対象地域その他認定の申請に資する事項を併せ行うものとする。

（認定の更新）

第九十六条第九十三条第一項の認定は、五年ごと（地上基幹放送の業務の認定にあつては、電波法の規定による当該地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許の有効期間と同一の期間ごと）にその更新を受けなければ、その効力を失う。総務大臣は、衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務の認定について前項の更新の申請があつたときは、第九十三条第一項第四号に適合していないと認める場合を除き、その更新をしなければならない。

第一百三條総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないことをとなつたときは、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。前項の規定にかかるわらず、総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第六号亦に該当することとなつた場合において、同号亦に該当することとなつた状況その他の事情を勘案して必要があると認めるときはがでできる。総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。正不当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。

（外）外国人等の取得した株式の取扱い

第五十四条第一項第四号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
第六十条金融商品取引所（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第二十五条第一項及び第六十一条第一項において同じ。）に上場されていいる株式又はこれに準ずるものとして総務省令で定める株式を発行していいる会社である基幹放送事業者は、その株式を取得した第一項第六号イからハまでに掲げる者又は同号亦（2）に掲げる者（特定地上基幹放送事業者にあつた第一項第六号イからハまでに掲げる者）

(基幹放送の業務の認定等の特例)
第一百六十二条 総務大臣が認定放送持
う場合における同項第四号の規定の
送持株会社の関係会社であることの
るは「口に掲げる者（申請をした
で定めるものを除く。）」とする。
総務大臣が認定放送持株会社の関
規 定 第三号の規定の適用については、
規 定により読み替えて適用する第九
総務大臣が認定放送持株会社の関

株会社の関係会社について第九十三条第一項の規定による認定の審査を行適用については、同号ただし書中「当該業務に係る」とあるのは「認定放特性を勘案しつつ、当該業務に係る」と、同号ハ中「口に掲げる者」とあ者がその関係会社である場合における認定放送持株会社であつて総務省令規係会社について第一百四条の規定による認定の取消しをする場合における同号中「第九十三条第一項第四号」とあるのは、「第一百六十二条第一項の十三条规定第一項第四号」とする。

同項第四号の規定の適用については、同号中「放送法第九十三条第一項第四号」とあるのは、「放送法第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。
総務大臣が認定放送持株会社の関係会社について電波法第七十六条第四項の規定による免許の取消しをする場合における同項第五号の規定の適用については、同号中「第七条第二項第四号」とあるのは、「放送法第一百六十二条第一項の規定により読み替えて適用する同法第九十三条第一項第四号」とする。
(電波監理審議会への諮問)
第一百七十七条 総務大臣は、次に掲げる事項については、電波監理審議会に諮問しなければならない。
一 第九十五条第一項若しくは第四項の規定による基幹放送普及計画の制定若しくは変更、第一百六十二条第一項の規定による指定放送対象地域の指定又は第一百五十条の三第一項各号の規定による有料放送の役務の指

○電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）（抄）
(申請の審査)

第七条 総務大臣は、前条第一項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号のいずれにも適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 周波数の割当が可能であること。

二 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること。

三 主たる目的及び従たる目的を有する無線局にあつては、その従たる目的の遂行がその主たる目的の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

四 前三号に掲げるもののほか、総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。

2 総務大臣は、前条第二項の申請書を受理したときは、遅滞なくその申請が次の各号に適合しているかどうかを審査しなければならない。

一 工事設計が第三章に定める技術基準に適合すること及び基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第一百二十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

二 総務大臣が定める基幹放送用周波数使用計画（基幹放送局に使用させることのできる周波数及びその周波数の使用に関し必要な事項を定める計画をいう。以下同じ。）に基づき、周波数の割当が可能であること。

三 特定地上基幹放送の業務に用いられる電気通信設備が放送法第一百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。

四 イ 合すること。

ハ 口免許を受ける者が放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

五 ロイ 免許を受けることが放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

六 ロイ その免許を与えることが放送法第九十三条第一項第四号に掲げる要件に該当すること。

ハ そ地基幹放送の業務を行つて放送法第九十三条第一項の規定により認定を受けようとする者のも該當すること。

イ そ地基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信について、周波数の割当が可能であること。

ロイ の開設の根本的基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送することに支障を及ぼすおそれ

前各号にして総務省令で定める基準に合致すること。

ハ 基幹放送以外の無線通信の送信をすることが適正かつ確実に基幹放送することに支障を及ぼすおそれ
がなないものとして総務省令で定める基準に合致すること。
ハ 基幹放送局の開設の根本的基準に合致すること。
ハ 基幹放送普及計画に定める同条第二項第三号の放
送用割当可能な周波数使用計画は、放送法第九十一条第一項の基幹放送普及計画にて「放送系の数の目標」という。の達成に資することとなるよう基幹放送
して定めるものとする。混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を
で総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることが
で総務大臣は、放送系の数の目標、基幹放送用割当可能な周波数及び前項に規定する混信の防止その他電波の公
使能率的な利用を確保するためには、必要な事項の変更により必要があると認めるときは、基幹放送用周波数
計画を変更することができる。基幹放送用周波数使用計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公示しなければな
らぬ。大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることが
で総務大臣は、申請の審査に際し、必要があると認めるときは、申請者に出頭又は資料の提出を求めることが